

奈良工業高等専門学校産学協働・地域創生研究センター規程

令和4年2月10日 制定

(設置)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）に産学協働・地域創生研究センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、本校における産学協働、地域創生及び研究教育活動の推進を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため次の業務を行う。

- 一 産学協働及び研究活動促進の基本方針に関すること。
- 二 研究推進に関すること。
- 三 奨学寄附金の受入れに関すること。
- 四 共同研究に関すること。
- 五 受託研究の受入れに関すること。
- 六 発明に係る権利の帰属等に関すること。
- 七 技術相談に関すること。
- 八 産学官金交流に関すること。
- 九 技術者教育に関すること。
- 十 地域における新規事業開拓、雇用創出など地域創生に貢献する研究教育活動の推進及び施策の企画、人材育成に関すること。
- 十一 奈良工業高等専門学校地域イノベーションコンソーシアムに関すること。

(組織)

第4条 センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 校長補佐（研究推進担当）
- 二 センター長
- 三 副センター長
- 四 センター員
- 五 教育研究支援室に所属する技術職員のうち教育研究支援室長が指名する者
- 六 産学交流担当事務職員のうち総務課長が指名する者

(センター長)

第5条 センター長は、専任教員のうちから校長が指名する。

- 2 センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 校長が必要と認めるときは、センター長に校長補佐（研究推進担当）をもって充てることを妨げない。

（副センター長）

第6条 副センター長は、奈良工業高等専門学校専攻科委員会規程（平成6年4月1日制定）（以下「専攻科委員会規程」という。）第3条第二号及び第三号に掲げる者のうちから校長補佐（研究推進担当）が指名する。

2 副センター長は、第3条十号及び十一号に係る業務を総括する。

（センター員）

第7条 センター員は、専攻科委員会規程第3条第二号及び第三号に掲げる者（副センター長を除く。）をもって充てる。

（地域共創研究クラスター）

第8条 自治体、地域企業と連携し、地域創生に貢献する特定の研究テーマ又は研究分野の研究教育活動を推進するために地域共創研究クラスターを置く。

（技術相談への対応）

第9条 技術相談があった場合には、センター長及び関連するセンター員とで連絡調整を図り、速やかに相談者に対応する。

2 技術相談を受けた教員は、その対応を技術相談記録に記載し、センター長に報告する。

（産学官金及び地域創生交流）

第10条 センターは、産学官金及び地域創生の交流事業を計画・実施するとともに、外部において開催される交流事業にも積極的に参加するものとする。

（運営委員会）

第11条 センターの管理運営に関する事項は、産学協働・地域創生研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）において審議する。

2 運営委員会の委員長は、センター長をもって充てる。

3 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（事務）

第12条 センターに関する事務は、総務課で行う。

（雑則）

第13条 この規程に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 奈良工業高等専門学校産学協働研究センター規程(平成30年3月27日)及び奈良工業高等専門学校地域創生研究教育研究センター規程(令和元年10月10日制定)は、廃止する。